

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3125号から第3128号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3125号及び第3126号では、横浜市人事委員会が行った個人情報一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3127号及び第3128号では、横浜市人事委員会が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の面接評定票 全3件」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3125号】
- (2) 「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の採点後の論文解答用紙 全2件」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3126号】
- (3) 「(7)面接カードを現在の形態に定めた理由がわかるもの。(特に学校名や、職場名を具体的に記載させるようになっているのか理由がわかるものが欲しい。)」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3127号】
- (4) 「(12)HP上で最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があったのはなぜかわかるもの。また、なぜ知的障害者の最終合格者数の表示がなかったのかについてわかるもの。」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3128号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3125	令和3年11月26日	令和3年12月10日	令和4年3月12日	令和4年4月11日	個人	人事委員会
3126						
3127	令和3年11月26日	令和4年1月26日				
3128						

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3125	「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の面接評定票 全3件」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第22条第7号エに該当 ・面接者に関する記載、総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併願、メモ欄及び事務局記入欄 (本市職員採用選考の面接における具体的な評価方法、着眼点、手法及び面接者に関する情報であり、開示することにより、今後の公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)	原処分妥当
3126	「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の採点後の論文解答用紙 全2件」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報一部開示 旧個人情報保護条例第22条第7号エに該当 ・論文解答及び採点欄 (本市職員採用選考の論文の採点に関する情報であり、開示することにより、今後の公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)	原処分妥当
3127	「(7)面接カードを現在の形態に定めた理由がわかるもの。(特に学校名や、職場名を具体的に記載させるようになっているのか理由がわかるものが欲しい。)」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (面接カードを現在の形態に定めた理由を記載した行政文書は作成しておらず、保有していないため。)	原処分妥当
3128	「(12)HP上で最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があったのはなぜかわかるもの。また、なぜ知的障害者の最終合格者数の表示がなかったのかについてわかるもの。」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (ホームページ上の最終合格者欄に、障害種別ごとに分けた表示をする理由及び最終合格者がいない障害種別を表示しない理由を記載した行政文書は作成しておらず、保有していないため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3125	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定によ

答申 番号	判断の要旨
3125	<p>り、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について》</p> <p>人事委員会事務局調査任用部任用課では、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第19条第1項第3号に基づき、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施している。</p> <p>当該選考では、第一次選考で教養、第二次選考で作文又は論文及び面接を科目として、選考を実施している。第一次選考の可否は、横浜市職員採用案内ウェブサイトに掲載する掲示、第一次選考の受験者に送付する第二次選考通知書又は結果通知書にて通知している。第二次選考の可否は同ウェブサイトに掲載する掲示及び第二次選考の受験者に対する結果通知書で通知している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の事務C区分における特定受験番号の面接評定票全3件である。</p> <p>当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、それぞれの旧個人情報保護条例第22条第7号エ該当性について判断する。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第7号エ該当性について》</p> <p>ア 面接委員に関する記載について</p> <p>(ア) 面接評定票には面接委員の所属及び氏名等が記録されている。</p> <p>これらを開示すると、面接評定票の作成者が判明し、面接委員に対して受験者に対する便宜を与える要求をしたり、面接委員に対する不適切な働きかけをしたりすることは否定できない。また、面接委員が、受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けること等を懸念し、適切な人事評価に支障が出かねない。</p> <p>(イ) したがって、面接委員に関する記載を開示することにより、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。</p> <p>イ 総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併願、メモ欄及び事務局記入欄について</p> <p>(ア) 総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価及びメモ欄には、面接委員の審査請求人に対する評価、印象、率直な意見等が記録されている。</p> <p>これらが開示されると、面接委員が、受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けることを懸念し、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が生じかねない。</p> <p>また、総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併願、メモ欄及び事務局記入欄が開示されると、面接選考における評価項目、評価方法並びに面接委員が着目する受験者の能力及び特徴等が明らかになり、それらを意識した受験者の面接対策等を行う事態を招きかねない。</p> <p>そうすると、受験者の能力、適性及び資質等に関する的確な事実の検証、把握が困難となり、公正・公平な採用選考の機能が損なわれるおそれがある。</p> <p>(イ) したがって、総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併願、メモ欄及び事務局記入欄を開示することにより、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は本号エに該当する。</p>
3126	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※答申第3125号と同旨のため省略します。</p> <p>《障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について》</p> <p>※答申第3125号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件では、令和3年11月26日付個人情報本人開示請求書の「本人開示請求に係る保有個</p>

答申 番号	判断の要旨
3126	<p>人情報」の記載のうち、「②作文試験答案用紙」を「②採点後の論文試験答案用紙」とする補正が、同年12月7日になされている。</p> <p>そのため、本件保有個人情報、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の事務C区分における特定受験番号の採点後の論文解答用紙全2件となる。</p> <p>当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、それぞれの旧個人情報保護条例第22条第7号エ該当性について判断する。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第7号エ該当性について》</p> <p>採点後の論文解答及び採点欄には、採点者の書き込み、論文試験の採点結果等が記録されている。</p> <p>これらが開示されると、採点者の書き込みの内容からだけでなく、その有無からも、論文の採点に当たり採点者が着目したポイントや評価内容が推察され、それらを意識した受験者の論文対策等により、受験者の能力、適性及び資質等に関する的確な事実の検証、把握が困難となり、公正・公平な採用選考の機能が損なわれるおそれがある。</p> <p>また、審査請求人は自分自身の解答については、最低限開示されるべきであると主張するが、答案の採点が完了した後においては、受験者の解答と採点者の書き込みは不可分となっており、解答者の解答のみを切り離して開示することは技術的に不可能である。</p> <p>したがって、論文解答及び採点欄を開示することにより、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は本号エに該当する。</p>
3127	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの（以下「旧情報公開条例」という。））に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について》</p> <p>※答申第3125号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の一次試験合格者に送付される面接カードを現在の形態に定めた理由が分かる文書並びに面接カードに学校名及び職場名を具体的に記載させるようになっているのかについての理由が分かる文書と考えられる。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 面接カードの様式は、過年度に行われた採用試験・選考の反省等を踏まえ、変更の必要があればそれに応じて修正案を作成し、当該年度に使用する面接カードとして決裁を取って決定している。</p> <p>しかし、修正の検討については、口頭により担当者間でやり取りをしており、打ち合わせメモ、面接カードの様式を現在の形態に定めた理由が記載された電子メール等は存在しない。</p> <p>また、当該年度に使用する面接カードとして決裁を取る際には、一次試験合格者に対し当該面接カードを送付する、という案を決裁するものの、その決裁文書に、面接カードを現在の形態に定めた理由並びに学校名及び職場名を記載させるようにしている理由は記載されていない。</p> <p>(イ) 学校名及び職場名の記載項目は、当該面接カードを作成した当時の一般的な履歴書や企業のエントリーシートを参考に作成されたものであり、これまでどのような分野</p>

答申 番号	判断の要旨
3127	<p>を学んできたか、どのような職務経験を積んできたかを把握し、面接における補助資料として活用するために設けていた。</p> <p>そして、令和3年度試験においても、過年度からの変更点等もなかったことから、決裁文書においてこれらの項目を設ける特段の理由は記載されておらず、その他に学校名及び職場名の記載項目を設けた理由を示した行政文書は存在しない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、ほかに本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。また、本件処分に係る非開示決定通知書では、非開示とする根拠規定及び同規定を適用する理由が記載されており、理由付記に不備があったとまでは認められない。</p>
3128	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※答申第3127号と同旨のため省略します。</p> <p>《障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について》</p> <p>人事委員会事務局調査任用部任用課では、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第19条第1項第3号に基づき、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施している。最終合格者数等の情報については、横浜市のウェブサイト上に公表されている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考事務C区分において、ウェブサイト上の最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があった理由が分かる文書及び知的障害者の最終合格者数の表示がなかった理由が分かる文書と考えられる。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の最終合格発表時のウェブサイト更新に当たって最終合格者の障害種別を表示している。これは、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考では、精神障害や知的障害がある方も受験できるように対象者を令和元年度から拡大しており、最終合格者の障害種別の人数も表示することで、選考の状況を極力開示するとともに透明性を確保し、より多くの人に受験していただきたいという趣旨による。</p> <p>しかし、掲載内容の決定に当たっての決裁文書には、当該趣旨を理由として記載していない。最終合格者の障害種別を表示することについては過年度からの変更点等もないことから、令和3年度の決裁文書中にも障害種別ごとの表示について特段の理由は記載していない。</p> <p>(イ) 令和3年度の当該選考における最終合格者の中に、知的障害のある者はいなかったため、最終合格者の発表において知的障害者の最終合格数の表示はなかったものであるところ、知的障害者の最終合格者数の表示がない理由が記載された文書は存在しない。</p> <p>(ウ) そのほかに令和3年度の当該選考における最終合格者の障害種別ごとの表示を設ける理由が記載された文書は存在しない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、ほかに本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
（アからオまで省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881